

＜申請の際の注意事項＞

各申請における添付書類及び留意事項は次のとおりです。添付書類に不備があるときは、再度問い合わせるなど、審査が終了するまでに時間を要しますので、注意してください。

- 1 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の新規・更新交付申請について
申請に必要な添付書類は次のとおりです。
 - ① 臨床調査個人票及び同意書（様式3）（更新申請の場合は不要）
 - ② 申請患者の世帯全員の住民票（※1参照）
 - ③ 申請患者の加入する被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し
 - ④ 高齢受給者証（70歳以上75歳未満の方に限る）
 - ⑤ 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
 - ⑥ 医療記録票等
 - ⑦ 申請患者の世帯全員の市町村民税課税・非課税証明書類
 - ⑧ 肝炎治療月額管理票の写し（核酸アナログ製剤治療に係るウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）受給者のみ）

- 2 他都府県からの転入に伴う肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付申請について
申請に必要な添付書類は次のとおりです。
 - ① 他都府県で交付されていた参加者証の写し
 - ② 申請患者の世帯全員の住民票（※1参照）
 - ③ 申請患者の加入する被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し
 - ④ 高齢受給者証（70歳以上75歳未満の方に限る）
 - ⑤ 申請患者の世帯全員の市町村民税課税・非課税証明書類

- 3 氏名・住所・保険区分の変更に伴う肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付申請について
申請に必要な添付書類は次のとおりです。
 - ① 氏名変更の場合……戸籍抄本又は住民票の写し等（変更の内容が記載されているもの）
 - ② 住所変更の場合……住民票の写し等（変更の内容が記載されているもの）
 - ③ 保険区分変更の場合……保険証の写し（変更後のもの）

- 4 再発行に伴う交付申請について
申請に必要な添付書類は次のとおりです。
 - ① 破損又は汚損による再発行の場合……当該参加者証
 - ② 紛失等による再発行の場合……添付書類は必要ありません

※1 住民票

申請書への添付有効期間は、発行日から3か月です。

※2 市町村民税課税・非課税証明書類

市町村民税課税年額証明書は、7月1日～翌年3月31日の申請にあつては当該年度のもの、4月1日～6月30日の申請にあつては前年度のものとしてします。